

平成21年 第1回

教育委員会臨時会会議録

平成21年1月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2273号

平成21年第1回臨時会

日 時 平成21年1月27日(火) 午前10時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	半 田 吉 惠
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認

第2266号 第7回臨時会(20年9月30日開催)

第2266号 第7回臨時会(20年9月30日開催)(秘密会)

第2 請願

「宗教的教材採用と授業による、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害の憲法違反問題と、公的機関の宗教的中立性破壊冒涇の憲法違反問題に対する、児童生徒の基本的人権問題回復に関する請願書」について

第3 審議事項

- 1 議案第1号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 2 議案第2号 平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 3 議案第3号 幼稚園教育職員の病気休職の発令について(秘密会)

第4 教育長報告事項

- 1 平成20年第4回港区議会定例会について

- 2 白金台幼稚園における3歳児の定員の拡充について
- 3 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について（9月～12月）
- 4 麻布図書館の代替施設について
- 5 主任教諭の任用について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

平成21年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

最初に教育委員会として、また赤坂の地元の一員として、先日の暴力団反対決起集会には、次長初め事務局から大勢ご参加いただきまして本当にありがとうございます。この席をお借りして御礼申し上げます。

(午前10時02分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入らせていただきます。本日の署名委員は高橋委員です。

第1 会議録の承認

第2266号 第7回臨時会（20年9月30日開催）

第2266号 第7回臨時会（20年9月30日開催）（秘密会）

○澤委員長 日程第1、会議録の承認でございます。第2266号、平成20年9月30日開催、第7回臨時会、同2266号、同じく同日開催の第7回臨時会秘密会の議事録につきまして、ご承認ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

第2 請願

○澤委員長 日程第2、請願でございます。

平成20年12月25日付の請願が1件提出されました。本日は平成21年1月6日付で受理した請願書、本日、皆様のお手元にごございます資料ナンバー1について、まず参事からご報告申し上げます。

○庶務課長事務取扱 参事 お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。平成20年12月25日付の請願が1件提出されたものです。「宗教的教材採用と授業による、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害の憲法違反問題と、公的機関の宗教的中立性破壊冒涇の憲法違反問題に対する、児童生徒の基本的人権問題回復に関する請願書」という題名でございます。

昨年も同様の請願書が提出されまして、昨年は請願者が来所して説明をしていただきましたけれども、今年度は都合により説明がございません。

なお、請願書は長いので、時間の都合によりまして、書記に請願書の趣旨を述べさせますのでよろしく願いいたします。

○書記 それでは「宗教的教材採用と授業による、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害の憲法違反問題と、公的機関の宗教的中立性破壊冒涇の憲法違反問題に対する、児童生徒の基本的人権問題回復に関する請願書」請願者は宗教法人本門立正宗、代表役員中川晃荘氏です。

全19ページにわたる請願の趣旨としては、

その一 憲法20条に違反していると疑いがある、宗教色が濃いと判断される以下の教科書、教材について、即時採択撤廃を議会に求める。

以下の教科書・教材とは、

- ①東京書籍株式会社の小学校5年生用の国語教科書「マザーテレサ」
- ②東京書籍株式会社のUNIT6 中学2年英語「聖しこの夜」の伝承の解説。UNIT6の英語教材「TRY TO BE THE ONLY ONE」
- ③東京書籍株式会社中学1年英語、クリスマスカード説明等
- ④音楽之友社・高校の音楽I・「コラール(受難曲)」「ホワイト・クリスマス」「グレゴリオ聖歌」「アベエ・マリア」等の明確なキリスト教の宗教曲等々。

その二 クリスマス行事等各種宗教行事において、児童生徒を強制的に参加させないこと。

その三 教科書・教材対応にあたっては採用基準を遵守し、宗教的中立について厳格な解釈をしている教科書を採用すること。

以上三つが請願の趣旨でございます。

○澤委員長 ここもう3年ぐらい続いたのでしょうか。請願の内容は当然昨年一昨年と若干違いますけれども、趣旨は同様かと思えます。この請願に関しまして、何か委員の方々でご意見等ございますか。

宗教的中立性という、昨年もお聞きしたのですけれども、その原則はごもっともなお話です。ただ日本の、去年教育長が習俗と言いましたか、クリスマスなどの、日本の社会に溶け込んでいるものは、必ずしもその宗教をなんていうのでしょうか。

○小島委員 社会的習俗。

○澤委員長 社会的習俗ですか。

○小島委員 ですからそれをしたからといって、ある特定宗教を助長、宣伝するような目的ではなくて、単純に社会的習俗になったものにただ行事的にやるだけです。ですからその宗教を特に優越して宣伝したり、便宜を図ったりしているものではないということです。

○澤委員長 個人の生活だからいいのでしょうかけれども、学校、公的教育の中でどの程度までそれが許されるのかどうかということは、当然文部科学省が教科書を決めるときにはそういう議論もあって項目を取り入れているのだらうと思うので、その辺のところはなかなか。言われていることの原則はすごくわかります。

○小島委員 原則は宗教とか信教の自由があるから確かにそのとおりのかもしれませんが、ただ社会全体からみてどの程度社会的習俗になっているか。特に特定の宗教を助長する内容、あるいは他のある宗教を排除する内容となると、確かに宗教の自由に反することになります。習俗として世間一般的になっているものであれば、信教の自由に違反するとは言えない。

○教育長 いずれにしても、ここに書かれている内容云々というか、大きなものは当然ながら宗教的中立というものもしっかりとしていかななくてはならないわけですから、その大きな趣旨についてはもうこれはそのとおりでと思います。あと細かい一つ一つの事例に関しては、先ほど委員長がお

っしまいましたけれども、教科書というのはもう文部科学省の検定を通っているものですから、そういうものは当然ながら憲法論文というか、基本中の基本ですからそれはもう大丈夫だと思います。しかも、港区の場合はこの教科書を採択しておりませんので、その問題もないということです。

○澤委員長 これは、参事、今までは趣旨説明の方が来られて、私どももある程度ご質問もさせていただきます。今回は何か請願、紙だけということですか。

○庶務課長事務取扱 参事 当方の時間的な都合などによりましてお呼びしておりません。

○澤委員長 私も、もし来られたら、余り議論するのはまずいかもしれませんが、この5ページに「他門徒の講義は聞くべからず」という項目があるので、人の話も聞くのが大事なのではないかという、議論になってしまうとまずいですが。

○小島委員 それは宗教の純粋性です。

○澤委員長 かつての中世のキリスト教みたいに、ガリレオが「地球が回っている」と言ったら牢屋に入れられてしまうような危険性も出てくるのではないかと。これはご本人がいないところで余計なことです。教育長が言われるように、この趣旨は当然国としても信仰の自由というものもあるし、小島委員が言われたように、ある一つだけの宗教だけを教科書に載せることによって何か宣伝しているような意味内容であっては絶対いけないわけです。他に、よろしゅうございますか。

○半田委員 これはキリスト教に対してのこれはいけないのではないかとというような趣旨を感じるのですが、例えば教科書の中で仏教を取り上げたような絵画とか、建築とか、彫刻とか、書というのも取り上げてすばらしいと図工に載っていたり、建築とか音楽でも載っているわけですから、そこは平らに見ると、どれも芸術性の高いものを選んでいらっしゃるようにも、客観的に見ると思います。ですからその辺も公平な平らな目で見ていただけたらいいと考えています。

○澤委員長 この趣旨、請願の内容からすると、キリスト教だけがターゲットになっているかのような印象ですか。

○半田委員 曼荼羅とかありますよね。

○澤委員長 考えてみれば確かにそうです。ほかに何かございますか。

これはそうすると、請願者へのこちら側のどういうことが議論されたかということは議事録を読んでいただく以外にはないということですか。

○庶務課長事務取扱 参事 そのとおりでございます。

○澤委員長 それではよろしゅうございますか。

それではこの請願の趣旨を念頭に置きながら、我々も教育行政にあたっていきたいと思います。

第3 審議事項

1 平成21年度第1回港区議会定例会提出予定案件について

1 議案第1号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○澤委員長 日程第3、審議事項でございます。

平成21年第1回港区議会定例会提出予定案件、議案第1号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、参事、お願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それではお手元の議案資料1というのをご覧いただきたいと思います。1ページ目、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてということで「ついてについて」となっております。大変申しわけございません。

2ページ目に内容がございます。条例第31条中第2項中9,800円とあるものを7,900円に改めるという内容でございます。付則におきまして、この条例の改正につきましては平成21年4月1日から施行するという事です。

この理由でございますけれども、説明にあるとおり、義務教育等教員特別手当について、国庫負担金が縮減されることに伴いまして、東京都が支給金額を改めることを踏まえて、区においても相当する改正ということで都和連動している内容でございます。

次のページに新旧対照表がございます。第31条中、下の段が現行、上の段が改正案で、9,800円を7,900円に変えるものでございます。

ここで義務教育等教員特別手当についてちょっと若干説明をさせていただきたいと思います。この制度は昭和50年度から設けられた制度で、施行関係につきましては前年の昭和49年に制定されました、学校教育の水準の一向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人材確保法という法律が49年に制定されまして50年度から一定の制度が施行されたというまず背景がございます。昭和53年の人事院勧告。当時は幼稚園の教育は対象外でした。昭和53年の人事院の勧告によりまして、小中学校の教育の均衡をとるということから、幼稚園の教育職員にもおおむね小中学校の教員に支給される金額の2分の1程度を支給するということが勧告でございました。区の幼稚園教員の支給につきましてもこれに準拠しているところでございます。

現在、教育職員の各号給のおおむね3.8%を超えないというか、それが支給の目安になっております。小中学校の教員の場合は最高で2万2,000円を超えない範囲という金額がセットされております。幼稚園の教員はその2分の1程度ということで、最高で9,800円を超えない範囲で金額が支給されております。小中学校の教育職員の義務教育等教員特別手当というのは、全額小中学校の場合は国庫支出金でございますけれども、国の歳出改革の一環ということで、平成21年1月、つまり今月から支給割合が3.8%から3.0%に縮減される形になります。これにあわせて、区の負担による幼稚園教員の義務教育等教員特別手当も最高額が9,800円から7,900円を超えない範囲という形で引かれるものでございます。

現在、各号給によりまして支給額はそれぞれ異なっておりますけれども、平均すると1人当たり幼稚園教育職員の場合、53名おりますけれども、月額6,801円支給をされております。見直し後は0.8%のカットということで、5,370円程度の支給額に国ではなると思っております。説明は以上です。

○澤委員長 幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当の改定に関する説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。

○小島委員 一つ一つの説明はわかったような気がするのですが、全体的にはなぜ幼稚園の先生の支給が減ってしまうのですか。もっと簡単に言うと何故なのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 幼稚園の教員を確保するということから、公務員というのは勧告、人

事院、我々区は人事委員会の勧告によって給与水準が決定されますけれども、民間に比較すると、昭和50年代当時は安かったということがあり、その差を補うということで人材確保法に基づいて一定の手当が3.8%程度上乗せされています。これは現在も続いています。今回その3.8%の上乗せ部分が国の歳出改革の一環で3.0%に縮減されます。小中学校の教員というのは全部国の負担、国庫負担金でやっています。幼稚園の教員というのは区の負担で独自でやっていますが、その点は制度が連動しているということで、本来それはそれ、これはこれという考え方もあるのでしようけれども、制度が連動しているので幼稚園教育職員については義務教育ではないので、小中学校に支給されている金額のおよそ半分を支給されています。その半分の金額に関しても0.8%程度の縮減をするというのが今回の改正の趣旨でございます。

○小島委員 ただ国が縮減する分は、財源移譲で地方自治体はその分をもらっているからそのまま給与に充てるということではなかったですか。

○庶務課長事務取扱 参事 この考え方の背景は平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政面と構造改革に関する基本方針2006」というのがございます。実はこの方針に基づいて、一つは気象庁が虎ノ門に移転してくること。そういうものも全部盛り込まれています。構造改革の一環ということで、歳出改革ということでいろいろな手当の見直しを行うという形でございます。

これにつきましては、見直された手当につきましては、そのマイナス分が何らかの形で地方に財源移譲されるということは聞いておりません。

○小島委員 そうすると国がそういう改革で要するに教員の給与を勝手に下げてしまったということですか。

○庶務課長事務取扱 参事 給与ではなくて手当を下げます。

○小島委員 手当も給与も大体号給は同じなのではないかと思います。だんだんわかってきました。国がカットしている分、地方に財源移譲し、地方の予算から出すということではなかったのですか。それとはまた違う項目なのですか。

○澤委員長 私も今の小島委員の質問に関連して、これは確かではないですけども、教員の給与が元来下がったではないですか。そのことですか。前に教員はもらい過ぎていたと言うとおかしいですが、優秀な人材を先生に確保したいにもかかわらず、世の中は何か逆行するような、この件も私もそう思うのです。

○小島委員 なぜ減らしてしまうのか。

○澤委員長 そんなに高い給料をもらっているなら話は別なのですが、要するに残業もないのですよね、教員は。ですからその分高めになっているので、その辺のところはちょっと。

○小島委員 教員の質が高からんことを願って高くしているのです。

○澤委員長 優秀な人材を確保するためにね。

○教育長 全体的な流れは公務員改革、教員だけということではなくて公務員改革、歳出カットという大きなそういう流れがあって、そのうちの一環だということですよ。教員だけ特別、本俸という給与評価から引かれるわけではなくて、公務員全体として歳出カットなので、そのうちのこれは教員に対する特別手当の部分についてこれも見直しを図ろうというわけです。

○澤委員長 確かに国全体の方針なのでやむを得ないかということです。ほかによろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。議案第1号につきまして、原案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第1号については、いろいろ意見はありますけれども、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第2号 平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○澤委員長 平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それではお手元の議案第2号、平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてご覧いただきたいと思います。

既に前回ご説明させていただきましたとおり、平成21年度に使用する教科用図書につきましては、昨年の夏に既に採択は終了しております。しかしながら、来年度使用する教科書のうち、特別支援学級の教科用図書4校分でございますが、絶版あるいは廃版により供給が不可能になりました。それを受けまして4校のうち3校分につきましては既に採択しているほかの教科書から選ぶことができましたが、1校分につきましては採択をしていませんので、今回採択をしていただくということでございます。

特別支援学級の教科書につきましては、毎年採択を行っていただいておりますけれども、通常の教科用図書、つまり通常の学級で使っている教科書あるいは学年をちょっと下げたものを使う。または文部科学省が著作権を有している教科書を使う場合、または今回のように一般図書を使いたいという3種類の考え方がございます。そのうちの今回はその一つをご審議いただきたいと思います。

教科書名です。一般図書の名前ですが「クラス合唱曲集 ニューヒットコーラス ベストソング」ということです。前回、当初は「手話によるメッセージソング 手遊び感覚で楽しめる」という本も青山中学校の方で採択する予定でございましたけれども、今回はこのような本です。

簡単に本の内容についてご説明いたします。見本本がございませんので、口頭によるご説明になります。東京都教育委員会の方の調査研究資料にも載っているポピュラーな本でございまして、簡単に言いますと歌集でございます。B5版の257ページ、発行者は音楽之友社。発達の程度ですが、障がいの程度ですがCということですので、比較的軽いお子さんの学級で使用できるということです。内容ですけれども、主に中学生以上のクラス合唱あるいは合唱コンクールに使用できる合唱曲を紹介してございます。収録されている曲は近年学校で使われる曲あるいはNHK等のコンクールの課題曲だった曲、あるいはクラシックの編曲など多岐にわたって45曲ほど入ってございます。ちなみにこの青山中学校では毎年合唱コンクール等を行っておりますけれども、その合唱コンクールで行っている披露する曲もこの中に入っておりますし、また今回選定した図書につきましては、卒業式で歌う歌も掲載されているということで、子どもたちが日ごろから興味や意欲をもって

学習できる内容であるということで選定理由を挙げてございます。以上、簡単でございますが、審議のほどご決定いただきたいと思います。

○澤委員長 昨年既に特別支援学級の子どもたちへの教科書については、本委員会で採択いたしました。その中で絶版、在庫不足等で入手できないため、青山中学校は去年採択した教科書以外から選ばざるを得ないということで、今指導室長から説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますか。

○半田委員 青山中学校の確か昨年度60周年記念という行事がありまして、そのとき拝見したのですけれども、普通の学級の方と特別支援の方が一緒に歌っていらしたのです。ですから恐らく分けなくとも同じ教科書でも、同じ曲を歌ったり練習したりなさっていると思うので、あえて特別支援学級ということで教科書を分ける必要というのはあるのかと思ったのですけれども、それはいかがでしょうか。

○指導室長 今委員がご指摘のとおり、昨年10月のときには、その合唱曲を特別支援学級の子どもたちも一緒に発表していました。ただ合唱コンクールとか、あるいはそういった合唱を披露する場ではたしかにそうかもしれないのですが、通常音楽ですので、それ以外にも音楽的なことを学習する場があるということで、やはり通常学級の子どもたちと一緒にできる部分もございませうけれども、その子の発達の状況にあわせて指導しなければならない部分もありますので、別々に改めてその図書を選んでいくということでございます。

○半田委員 ではその歌集の中に譜面だけではなく、演奏方法とかそういったことに補足の説明が丁寧にあるとか、そういう違いがあるということですか。

○指導室長 冒頭にやはり合唱コンクールに向けての取り組み方法ですとか、あるいは学習の練習のためのドリルとか、通常の学級の子ども以上に具体的な学習ができるような付属のものがついていくという一般図書でございます。

○小島委員 今半田委員のご指摘のように、特別支援を要するお子さんも通常のお子さんと一緒にいろいろ学習活動をするということは双方の教育効果にプラスと思うので、確かに半田委員のおっしゃることはもっともだと思います。特別支援教育をしなければならないそのお子さんの特性に応じて、その学校、音楽の先生、校長先生がこういう教科書を使用したいということで上がってきたわけですから、これはこれでやはり採択して、学校で使っていただきながらまた皆さんと一緒に学習する場も大いに設けてもらいたいということで、これを採択すること自体は必要ではないかと思えます。

○澤委員長 これは指導室長の説明のように、東京都教育委員会が調査研究した一連の一般図書の中にあるのですね。

○指導室長 東京都教育委員会が特別支援学級用にさまざまな一般図書の調査研究を行って、そのうちの一つにこの音楽之友社の書名の一般図書の調査研究の中身が載っています。

○澤委員長 そういふことも踏まえて、青山中学校でこの教科書が子どもたちのためにいいだろうという判断ですから、小島委員が言っているように我々は現場の先生方の意思を尊重するということが大事なのだらうと思います。よろしゅうございますか。

それでは議案第2号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第2号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第3号 幼稚園教育職員の病気休職の発令について（秘密会）

○澤委員長 議案第3号でございます。幼稚園教育職員の病気休職の発令についてですが、まことに恐縮なのですけれども、個人情報が含まれているため、秘密会に入らせていただきたいと思います。

(異議なし)

○澤委員長 傍聴の方、一時ご退出、ありがとうございます。

第4 教育長報告事項

1 平成20年第4回港区議会定例会について

○澤委員長 ありがとうございます、退席いただきまして。それでは再開いたします。

日程第4、教育長報告事項。

第1番目、平成20年第4回港区議会定例会につきまして、山本参事お願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 お手元の教育委員会資料の2をご覧くださいと思います。平成20年、昨年11月から12月にかけて行われました第4回港区議会定例会の教育委員会関係の一般質問でございます。

池田こうじ議員、自民党の代表ということで3点。地域スポーツ振興、環境学習、都市と水辺環境について質問がございました。

1点目の地域スポーツにつきましては、総合型スポーツクラブの運営の課題とスポーツ行政の区長部局への移管についての質問で、第3回定例会に続いた質問でございました。スポーカル六本木の活動内容や参加者数等を答弁するとともに、クラブの推進方法等につきまして、事務局体制の強化が課題という引き続きのお答えをしました。

またスポーツ行政移管につきましては、教育委員会として区立小中学校の体育館や校庭の開放、体育指導委員の協力を得る中での事業展開、それから財団法人スポーツふれあい文化健康財団との連携など、スポーツ振興を図ってまいりました等を強調した上で、慎重に区長部局と検討していくというお答えをしました。

環境学習につきましては、環境問題を率先して公教育の中に取り込んでほしいという趣旨のご質問でございました。区としましては平成17年度から「学校が環境を愛そう」の導入とか省エネ、それからごみの削減、平成19年度には菜種油を使ったバイオ燃料の作成とか、平成20年度には緑のカーテンプロジェクト、庁内もやりましたけれども、そういうことをやっております。それからエコプラザの活用なども進めておりますので、そういった点から環境教育の充実を図っていますというご答弁を差し上げました。

児童と水辺環境につきましては、総合支所の枠組みを越えて、区内の児童に水辺環境に触れさせ

る機会を持ってはどうかというようなことでした。芝浦小学校の芝浦アイランドを美しくする会の参加とか、港陽小学校の海水ビオトープ、それから芝小学校の芝沖クルーズ、港南中学校の海洋大学と連携した運河の水質調査の教育の内容をご紹介した上で、今後ともしばらくこのようなものを中心にそういった環境をつくっていきますというご答弁を差し上げました。

樋渡議員は小中一貫教育についてだけの質問でございました。基本的に実施する価値はある。ただし今の6-3制はアメリカから持ってきたもので、スイスでは9年制のようなものがあります。こういったものも参考にして、小中一貫教育の考え方、理念をまねするべきではないでしょうかというような質問でございました。6-3制が施行されたというのはもう戦後間もないですから、もう63年前と比べると、今の不登校やいじめ、中一ギャップなど教育課題が多方面にわたっているというようなまずご答弁を差し上げた上で、ネット上のいじめ、それから小中一貫教育は9年間にわたる弾力的な教育課程とともに、教科担任制の導入をしないでいけないなどの点を申し上げまして、さまざまな例を参考にして導入を進めていきますという内容をまとめた答弁でした。

いのくま議員は全国一斉学力テストの中止。これは毎回出る質問でございますけれども、利用生徒一人一人の指導に役立つ資料になっているという観点から、今後とも有効活用していくというご答弁を差し上げました。2点目はこれは教育委員会ではなくて関連するというので、これは契約課が回答したのですが、オリンピック招致の取りやめと区への取り組みの要請ということです。再開発につながるオリンピック招致反対であると東京都に要請をする。あるいは区としての取り組みの要請をするというご質問でしたけれども、招致について協力してくれるよう答弁を差し上げたところです。

公明党議員団の藤本議員はインターネット上の有害情報から子どもを守る支援体制について3問ございました。1点目は子どもを守る施策の策定について。これにつきましてはメールや学校裏サイト、それからブログとかプロフィールサイトなどによる誹謗中傷、いじめなどの例を紹介した上で、関係部局と連携していくのご答弁を差し上げたものです。それから有害サイトを通じた事件・事故の防止につきましては、地域、家庭、事業者等の社会全体の取り組みが必要である。教育委員会につきましても、携帯ネット等のトラブルに巻き込まれないために、具体的な教育研修を実施しています。それから東京都発行の子どもの携帯電話利用については、アピールを各学校へ配布したという例もございますので、文科省から配布を予定されておりますネットいじめ対応マニュアルも含めて活用を図っていきますというご答弁を差し上げました。それと保護者への啓発と情報教育の実施ということで、教育委員会としましては、7月に実施した大森少年センターの専門家の講和とか出席者相互の情報交換を実施したという経過をお話しました。各学校での学校公開日やセーフティネット教室の開催などの啓発をつくっております。ご質問の趣旨では、東京都が派遣しているファミリールールというのがありまして、情報関係で専門家を東京都が派遣します。こういったことも教育委員会として活用していったらいかがでしょうかということで、そういったものも含めて努めていきますとご答弁差し上げました。

なかもえ議員は、区立中学校への進学率が低いことに対する認識と区立中学校の魅力の打ち出し方というようなご質問でした。より具体的な形態変化の数字を出されまして、進学率の質問でござ

いました。進学率が低いということにつきましては、港区だけではなくて、都市部が私立中学校志向が顕著にあるということから、かなり共通している部分がありますというお話をしました。しかしながら、一方では区立中学校でもいろいろと検定とかコンクールで優秀な成績をおさめたりとか、かなりいいものを持っている。一方では私立への進学率については、教育方針の違いだけではなくて、中高一貫といったものも保護者のニーズの魅力になっている。こういった点も踏まえていくとニーズの多様性があるという点をまず……。しかしながら公立小学校の卒業生の40%が私立中学校へ進学している。この現状については大変大きな課題だろうという考えのご答弁を差し上げました。魅力の打ち出し方につきましては、急いでそれが必要ですねというご質問でしたけれども、小中一貫教育の導入、それから公教育の充実、公……ともにそういった充実している公教育をいかに情報発信していくという観点から教育内容的確な情報発信が重要であるというようなご答弁を差し上げました。それから地域との連携とか学校公開、学校説明会などの取り組みが進学率の向上につながっているというようなご答弁を差し上げました。

赤坂だいすけ議員の代表質問、一般質問でございますけれども、ネット上のいじめ対策についてのご質問でございました。各学校ではいじめの早期発見、防止に積極的に取り組んでいくこと。それからセーフティ教室の開催等の情報モラル教育を推進していくこと等を申し上げるとともに、児童・生徒、保護者向けのインターネットの望ましい利用方法に関する資料の作成を今後行って対処していきたいというご答弁を差し上げました。全体としては以上でございます。

○澤委員長 平成20年第4回区議会定例会の教育委員会関係について各議員団からの質問の要点を今山本参事から説明もらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 樋渡議員の小中一貫教育についてなのですが、先ほど6-3制については戦後アメリカから移入されたもので、スイスはもともと9年制でやっているというようなお話が樋渡議員から出たということなのですが、樋渡議員としては、小中一貫教育についてどのような点を問題点として質問したのでしょうか。どのような点についてこういうご意見があったのでしょうか。

○庶務課長事務取扱 参事 樋渡議員は、基本的に港区は小中一貫教育を導入して価値がありますということで、むしろバックアップするという姿勢を示していただきました。その上でいろいろな外国の例がありますということをお話されて、港区で実施する場合については、小中一貫教育を実施する理念を明確にしてほしいということが質問の趣旨です。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○小島委員 あと池田こうじ議員のスポーツ行政の移管についてということなのですが、これはどこからどこへ移管すべきだというようなご意見だったのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 第3回定例会に続いての質問で、同じ中身の質問に関してですけれども、具体的に区長部局のどこどこにというのではなくて、教育委員会から区長部局へという流れの質問でございました。

○小島委員 その理由は何なのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 法改正によりまして、教育委員会だけではなく、区長部局もスポーツ部門を主管できるという点がございます。もう1点は今区役所支所改革というものを進めておりま

すので、そういった施設についても、各支所で管理運営することによって、よりきめ細かな区民サービスができるのではないかとこのところから話をします。

○小島委員 各総合支所に担当させた方が地元と密着するからきめ細かい行政ができるのではないかと考えた場合に、そう考えることはイコール教育委員会から区長部局に移管するという議論に直結するのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 種々の条件があると思いますが、今スポーツ施設についてはスポーツネットという形で、全て支所で身近なところで申し込むというシステムをとっておりませんで、インターネットや電話で申し込めますから、総合支所が管理する場合は、恐らく施設の管理運営、いわゆるグラウンドの維持補修とか備品とか、そういうところになるのかと思います。

一方で、今施設のオープンしている時間帯とか曜日についてはほぼ限界で、教育委員会から区長部局に移管した場合に、例えば開館日がふえるとか、開館時間が延長するということについては余り余地はないのかと覚えているところです。ただ全体の諸活動をやる中で、こういったスポーツ行政についても区長部局すなわち種類の移管ということも検討するべきであるというのには必要だということではあります。

○小島委員 確かに総合支所でやった方が身近になって、総合支所改革の目的にも合うという気がします。そうした場合に教育委員会より区長部局に移した方がいいという議論がでてくるわけですが、果たして直結する議論なのかどうか疑問も感じます。

○澤委員長 それは二面あって、スポーツ、私もテニスなどやりますけれども、赤坂の近くでできればいいけれども、あいていけば芝浦に行ったりします。ですから要するに港区全体で効率よく区民の皆様に施設を利用していただきたいという点で見ると、何も総合支所ではなくて、今山本参事が言われたように、一括して受けつける。ただ地域が小学校とか体育館とかそういうのをうまくもって活用したいということになると、それは総合支所あたりを拠点にしてやっていただいた方がいいのかと、これは全く私の大ざっぱな感覚です。ですから一概に総合支所というのがいいのかどうかはちょっと判断しかねます。

○小島委員 そうした場合に、学校長なり管理職の先生方は単なる教育委員会だけのかかわりではなくて、かなり総合支所にも取り込まれてくるのだらうと思います、もしそういう考えが直結して教育委員会から区長部局に全部移るといふ議論になると、現場の管理職の先生方の負担がどうなるのかなどいろいろ考えると、そう単純な議論でもありません。その辺がどうもよく見えないので質問しました。

○澤委員長 確かに小島委員が言われるように、単純に理解したらいいかということだとそれはどうなのか。もっときちんといろいろな多面的に議論しないといけないという感じもします。

○教育長 実際今でも学校の施設はこれは学校が管理しているわけですがけれども、そのほかのスポーツ施設は、教育委員会がキスポーツ財団の方に委託していたり、あるいは指定管理をしてもらったりとか、結局は自分だけでやっているわけではありません。そういう面から言うと、それで区長部局に移ったから何が変わるのかというと、別にそれはそんなに大きな変化があるとはそれは思えません。体育指導員の問題だとか、地域のスポーツですね。具体的に指導委員の皆さんは教育委

員会から委嘱されて任命されてやっているわけですから、そういうようなことのやりづらさとかそういうのはまた出てくるかもしれませんし、これはまだ議論が始まっているわけでもありませんので、慎重にこれから検討していかなくてはならない問題なのではないかとは思いますが。

○澤委員長 ほかに何かございますか。いろいろ小中一貫教育とか、なかまえ委員からは区立中学の魅力づくりというか、これはもちろん教育委員会としても真剣に取り組んでいるところです。

○小島委員 かなり頑張ってやっているつもりですよ、教育委員会は。なかまえ議員の質問のところは。

○澤委員長 学力テストでも、この間、指導室長から報告があったように、東京都の平均点よりは高いというようなことで、現場の先生は大いに頑張ってください。

○教育長 近年、都心区のみならず、東京都あるいは大都市は私立中学校への進学率が高まっています。港区の場合は最初から高かったということもあるのですけれども、今要するに進学率からいうと横ばいです。回りはどんどん私立中学校への進学率が高まっているのですけれども、港区の場合は今横ばいというところですよ。

○小島委員 ですから進学率がどうこうということではなくて、公立中学校の教育内容が決して私立と比べて遜色ない、むしろこういう点では上回っている、そこら辺を主に議論してもらいたいです。都心区は私立志向、これは別にいけないともいいとも言っても始まらないので、港区の公立中学校はこれだけすばらしい教育をやっているのだということ浸透する、この点を中心に考えたいと思います。

○澤委員長 それからもう一つは、公立中学校に行ったときの将来展望をもっとはっきりさせたい。我々のころはあったではないですか。私学へ行く者もいるけれども、都立や公立学校に行って、日比谷、西に行って大学でまたチャレンジしようというような。今その展望が、私の個人的な感覚では、公立中学校行ってその先どうなるのという展望が何か希薄になっていて、中高一貫の私立で頑張らせてという、そういう志向が強いような気が、ここ20年ぐらいします。ですからかつては第1志望でしたら私学に行くのもしようがないけれども、第2希望でしたら、私に言わせれば私学に行くのはいいのだけれども、その私学のレベルで、レッテルみたいなのができてしまう危険性があるわけですよ。それならば公立に行って、もう一度チャレンジしてやろうという指向があった。今聞くと第2志望でも私立行ってしまおうとか。その辺が単に公立の中学校で頑張れ頑張れと言っているだけではなくて、公立の中学校に行ったらどういう展望があるのかということも保護者に言えるようだと、公私を選ぶ場合に保護者の方が考えていただけるような気がします。

前にも言いましたように、最近では都立校が頑張ってくれているようですから、公立中学校にとっては私は追い風が吹いてきているのではないかと思うので、そういう展望が必要ではないか。もちろん小島委員が言われているように、実績見ると、うちの公立中学校は頑張っています。それからどうなるという展望ですね。

ですから私のころなどは、例えば私立の大学の場合、大学から入った方が易しいという話があったわけです。中高では難しくて、そこで入るよりは大学で入った方が易しいのだから、何も第1志望で落ちてしまったら、大学でまたチャレンジすればいいとか。

○小島委員 世の中の風潮が、エスカレーター重視で、もうそれが中学どころか小学校、幼稚園にまで下がってきて、その風潮がそれこそいいのかということだと思います。

○澤委員長 流れではね。

○小島委員 特に今、小中一貫校を採用する理由として私が力説したいのは、中3から高校に行くときに、学力をこれだけつけさせてあげられますよ、これこれの高校に合格するだけの学力はつきますよと目安を言ってあげるようにすることです。委員長も言うように、それがどうもまだ明確ではなく、保護者やお子さんが希望する高校になかなか入れないようでは、何のために小中一貫校やるのかということになってしまいます。

○澤委員長 これからも学歴社会ではないのですから、やはりどういう目標を持ってもらうかという教育が大事なわけです。

○小島委員 よく言う「生きる力」という、総合的な学力、私立が例えば学力に特化して、そちらオンリーでやっているとすれば、公立はそのようなことではないですよ、基礎学力はこうつけて、それから生きる力もこのようにつけていくという。

○澤委員長 社会的なノウハウを。

○小島委員 それを強調したいのですけれども、保護者はどこまで理解してくれるかという問題になるのだらうと思います。

○澤委員長 当面高校に入らなくてはいけないとかね。

○小島委員 そうしないと公立はやはりハンデだけ負ってなかなか難しいと思います。すばらしい教育をして、区民の皆さんに理解してもらおう。

○澤委員長 そういう方向には着実にいっていると思います。

ほかに何かございますか。池田こうじ議員の環境のことも、これはオバマさんがグリーン・ニューディールと言って、アメリカがいよいよブッシュ大統領のときは京都議定書にも賛成しないという流れが大きく変わりつつあります。それからオーストラリア派遣に行った子どもたちが、水資源とかについて、水不足ということもあるのでしょうけれども、すごく大事にしている、水道などもチョロチョロしか出さないということにすごくインパクトを受けて帰ってきたという、報告の中でそのように言っています。ぜひともこの辺は本当にいろいろな意味で取り組んでいきたいと思えます。よろしゅうございますか。

2 白金台幼稚園における3歳児の定員の拡充について

○澤委員長 それでは報告事項の2番目でございます。白金台幼稚園における3歳児の定員拡充につきまして、学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー3になります。白金台幼稚園における3歳児の定員の拡充についてでございます。昨年度11月の中旬あたりから、区立幼稚園は21年4月からの入園児を募集いたしました。白金台幼稚園の3歳児につきましては57人という多数の方が応募いただきました。その後、今の段階では20名という当初の定員で入園者を決定しているわけですが、園舎等の状況を勘案して、25名まで拡大をすることは可能であろうと判断いたしました。今回、3歳児の

定員を20名から25名に拡大をするものです。この点につきましては、私立幼稚園側とは既に了解いただいております、今後白金台幼稚園の保護者に通知の上実施していきたいと考えております。以上でございます。

○澤委員長 うれしい報告です。うちの幼稚園の状況だけで5名ふやせるのであれば、これは柔軟に対応してあげたということだけなのですから、ご存じのように私立幼稚園との協議がございまして、平成21年、今年4月から20名でスタートするということで了解を得ておりました。それが20名ではなくて25名でもいいよと私立も今、学務課長の報告のように言ってくれたということで、これは非常に教育委員会としては大きなうれしいニュースです。ニュースといっちはいけませんけれども、結果です。何かございますか。

○小島委員 委員長もおっしゃったように、私立側とこういう合意ができたということは、長年の教育長、次長初め担当の皆さんのご努力の成果ということで、本当に喜ばしいことだと思います。

基本的に3年保育の需要がこれだけあって、公立側としてはなかなかおもはゆい思いでいるということについて、さらに区民の皆様、保護者の皆様に、ご理解いただく努力はしておいた方がいいだろうという気はします。そうでないと、一部には公立は3年保育をやらないで4歳児、5歳児だけでいいのではないかと、またそれにのっとったような発言をする人もあちこちにいるわけです。そうなってしまうと、いずれ、公立幼稚園は2年保育で決まってしまうと、4歳児で新たに幼稚園に行く子は少ない。そういうことは、公立幼稚園には余り来ないという結果だけが残ってしまうので、そこら辺をもう一度3年保育に対して教育委員会の考え方とか、努力はしているのだけれどもおもはゆい面があるとか、そこら辺をもう少し理解してもらった方がいいのではないかと感想です。

私、この件はもう別に20名から25名、大変よかったですと思います。

○澤委員長 私立幼稚園とのいろいろな折衝につきましては、今年も含めて次長初めいろいろご尽力いただいた成果が、今回の5名の増員と定員拡充につながってきているのだと思います。ただ確かになぜ公立は3年保育がなかなかできないのかということについては、小島委員が言われているように、一般の区民の方は必ずしもその辺の状況を知らないということも事実だと思います。

○小島委員 公立幼稚園は魅力がないから集まらないと誤って理解されるのでは困ってしまいます。この間、麻布小学校・幼稚園に学校訪問で行ってきましたが、先生方、初めは募集しても4、5名ぐらいしか来ないのではないかと非常に悩んでおられました。ひよこクラブといいましたか、未就園児の動向から、4歳児は4、5名ぐらいしか応募しないのではないかと心配していたけれども、10名ちょっと来たということで、それで安堵して、2年保育の実際はそういう状況です。

○澤委員長 ですから小島委員が言われているように、必ずしも全幼稚園で3年保育したらというのもまた数字的にきちんとしなくてはいけませんけれども、例えば、今度白金台幼稚園の例をとると、今年57人応募されたのですから、定員を40にしてしまえばもうそのまま40でいくわけです、この数字です。ですけれども、現状では4歳児は28名とか、5歳児は23名しかいない。これは要するに2年保育で募集するとこういう結果になってしまう。これを3年保育でやればもう多分40、40になる可能性はすごく強い。

ですから私がちょっと動向を知りたいのは、今回57名でしたか、学務課長、応募された。それで今回ありがたいことに25名を入れていただく。そうすると、学務課長、32名の方はどこへ。4歳児を待とうとしている方もいるでしょうし、保育園に行ってしまうとか、その辺の動向は何か数字的につかまれていますか。

○学務課長 そこまでは正確にはつかんでいません。保育園に入られるような条件の方がいれば、それは保育園の方で枠があれば入れることはできると思うのですが、港区の保育園の場合はかなり待機児がおりますので結構厳しい状況にはあると思います。あと4歳児を当然待たれる方も多いかと思います。

○澤委員長 私もちよっとこの32名の方が4歳児を待っていただくのだと、これは4歳児の当然潜在ポテンシャルがあるわけです。ですからその辺が知りたいと思いました。

○小島委員 逆にそういうポテンシャルの面はいいのだけれども、就学前教育で2年保育よりも3年保育にするべきだと考えると何かかわいそうな、そういう問題点も出てきます。ですから決して、公私立が共存するという枠内で解決方法がいろいろあると思うので、私立の経営を圧迫するつもりなどさらさらしないのです。共存の範囲内で何かもうちょっと考えられないのかという気はするのです。

○教育長 そういう面も含めて、2年かけて港区の幼稚園教育、幼児教育振興アクションプログラムというものを私立幼稚園の園長先生方、公立幼稚園の園長先生、それから事務局と学識経験者を交えて今、案としてお示しをしています。その中に幼児教育の充実、3年保育についての十分協議をしながら取り組んでいく。そういうことをまとめたアクションプログラムがございますので、それをもとにしながら、さらに公立と私立が手を結び合いながら、港区の幼児教育を担っていくということで信頼関係を構築してやっていきたいと思っております。これは私立側も公立側も共通の基盤の中でつくり上げていったものですので、その中で協議会を設置して真摯に取り組んでいくということになると思います。

○小島委員 ぜひ期待しております。

○澤委員長 確かに相互にやはり補完するような形で幼児教育を進めていく。その点も含めてこの5名の増員については、11月に次長がこの委員会で25名は可能かもしれないかというお話ももらいましたけれども、次長どうですか、その後、共存関係という点を見ますと。

○次長 教育長が先ほど申し上げたとおり、振興アクションプログラムを公私立でともにきちんとやっていくという過程の中で、この程度の合意ケースというのはできるようになっております。

○澤委員長 そういうアクションプランが出てきているように、ある意味での信頼関係が少しずつ構築されつつあるのだと思いますので、この流れは教育委員会としても大事にしていかなければいけないと思います。他に、よろしゅうございますか。

○小島委員 これはオーバーした分はどのような形で25名を選ぶのですか。

○学務課長 もともと募集時に抽せんを行っておりまして、登録順位を決めておりまして、その順番に従って確認しながら進めていきます。

○小島委員 申し込み順で25名。

○学務課長 違います。抽せんをやって、皆さんに抽せん番号をつけているわけです。それで今は1番目から20番目までに出た方が入っているわけですが、21番目は抽せんでは21番目に出た番号順番を持った方がまっていますので、その順に従っています。

○小島委員 優先順位というのは何かあるのですか。

○学務課長 ないです、全くないです。

○小島委員 例の何でしたか。

○澤委員長 兄姉。

○小島委員 兄姉とかそういうようなのはないのですか。

○学務課長 幼稚園の場合は定員が少ないということもありまして、兄妹優先枠は設けておりません。

3 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○澤委員長 それでは3番目でございます。幼児・児童・生徒の事故発生状況につきまして、9月から12月の分ですけれども、学務課長、お願いします。

○学務課長 引き続き資料ナンバー4でございます。この2学期中の事故のご報告で、入院もしくは通院3日以上のある事故を取りまとめたものです。幼稚園では2学期は大きな事故は起きていないということでございます。小中学校では、小学校が8件、中学校が1件、合計9件あるということで報告が上がってきております。そのうち管理外の事故が小学校で1件ございますが、それ以外は管理内の事故となっております。詳細は1ページおめくりいただきまして記載しております。

まず登校中でございます。筈小学校、交通事故でございます。当日ちょっと遅刻して登校して行く途中でした。車と接触となっております。次が赤羽小学校、これは体育の授業中の事故でございます。三光小学校、これは運動会中の事故でございます。神応小学校は体育の授業中の事故。芝小学校は休み時間中にドッジボールか何かだと思っておりますが、ボール当てゲームをするときにボールをとろうとしたところバランスを崩して、けがをしたということでございます。あと六本木中学校は体育の授業中に起きた事故でございます。次のページにいけます。赤坂小学校、これも休憩時間中です。休憩時間中のやはりボール遊びのときの事故でございます。あと白金小学校、これは下校中の交通事故でございます。横断歩道を渡ろうとしたときに車と接触してしまったということです。

あと管理外でございますが、これが一番大きな事故でして、管理外、学校が休業日、冬休みの期間中に芝浦小学校の女の子2人の姉妹が事故に遭ってまして、現在も入院中という形でございます。入院はしておりますが、今のところ順調には回復をしていると連絡が来ております。以上でございます。

○澤委員長 子どもたちの事故について報告をもらいましたけれども、何かご質問等ございますか。

○小島委員 幼稚園と中学校は、幼稚園ゼロで中学校1なのですが、小学校が8ということなのですが、何かいつもと比べて件数が多いような気がします。大体2学期の件数、小学校8件というのはどのような感じですか。

- 学務課長 過去の資料は持ってきてはいないのですが、ちょっと私の印象からするとそのように別段多いというわけではありません。
- 小島委員 それから、交通事故と運動会を含めた体育というのがほとんどですね。
- 学務課長 交通事故は登下校中が2件と冬休み中が1件です。
- 小島委員 今まで交通事故が3件というのはありましたか。交通事故は1件ぐらいかと思いますが。
- 学務課長 交通事故はそんなにこれまで多くはなかったです。今回3件というのはちょっと多い。普通は1件程度。
- 小島委員 1件程度ですね。体育はどうですか。今回交通事故と運動会含めた体育がほとんどです。
- 学務課長 今回の特徴としては、やはり体育の授業中ですとか運動会中に自分自身で制止がきかなくなって、事故を起こしてしまっているというのが多かったと思います。
- 澤委員長 張り切っている。
- 学務課長 頑張り過ぎています。
- 澤委員長 ちょうどシーズンですね、9月、10月。後に残るような後遺症があるようなというのは特にありませんか。
- 学務課長 特に今のところないです。
- 澤委員長 この最後のタンクローリーに。
- 学務課長 これは現在まだ入院中ですので、もう少し状況を見守っていないとあれなのです。
- 小島委員 重傷です。
- 澤委員長 全身打撲でしょうかね。頭部強打。よろしゅうございますか。先生方には日ごろ十分に注意していただいているかと思います。
- 小島委員 この管理外の海岸通りというのは、交通量の激しいところですよ。
- 学務課長 港南小学校の大きな交差点のところですよ。
- 小島委員 そうすると芝浦小学校と港南小学校に特に交通安全をもう一度しっかりと指導していただきたい。危険ですね。
- 学務課長 この事故は、子どもたちは青になったのを確認した後に渡ってきているので、赤で突っ込んできた形です。
- 澤委員長 なるほど、タンクローリーの運転手が信号無視かな。
- 学務課長 子どもからの事情聴取ですと、子どもたちは青に変わってから三つ数えて横断したと言っています。
- 小島委員 ちゃんとやっているんですね。
- 学務課長 子どもたちの渡り方がこの報告からすると問題はなかったのかと思います。
- 教育長 そこまで言うのですからね、三つ数えて。
- 澤委員長 そこまでちゃんと徹底されているということで大したものですね。
- 小島委員 安全教育は徹底している。

○学務課長 ただここは交通量は確かに多いところですので、青になったからといって、安心して渡るのは気をつけなくてははいけない。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

4 麻布図書館の代替施設について

○澤委員長 それでは報告事項の4番目ですけれども、麻布図書館の代替施設につきまして、図書・文化財課長お願いします。

○図書・文化財課長 それでは麻布図書館の代替施設についてご説明をさせていただきます。麻布図書館につきましては、ご存じのとおり、昭和48年に竣工してから30年以上が経過をしております。そのため施設及び設備の老朽化がかなり進んでございまして、利用者の方から施設についてのご苦情をいただいているのが現況でございます。麻布図書館の改築というのも用地の取得に向けて一つ一つ土地の確保を鋭意行っているところでございます。そういうこともございまして、この際、麻布図書館の方を休館いたしまして、平成21年3月1日から麻布図書館が新たに改築・竣工するまで休館とさせていただきます、そのかわり代替施設を麻布地区の図書サービスの低下を少しでも和らげるために設置させていただきたいと考えてございます。

設置する施設の名称は今現在「麻布図書サービスセンター」ということを考えてございます。場所につきましては港区三田一丁目10番4号 麻布十番日新ビルの1階を予定してございます。広さにつきましては386.45平方メートル。開設時期は休館は3月1日からさせていただきますけれども、図書の整理等でございます。また新たな代替施設の準備を4月中に終えまして、5月1日から開設をさせていただく予定でございます。主な業務内容につきましては、広さ等々開架の書架を設置できないということがございまして、予約本の受け渡し、ネットで本だけではなくて、CDとかビデオとかも予約の受け渡しがございます。それと雑誌・新聞の閲覧、雑誌については貸出しも可能でございます。児童書の閲覧と貸出し。あとよく図書館にございます複写サービス、コピーサービスでございます。それとインターネット用のパソコンの設置をさせてご利用いただけるようにしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきますと、移転先の地図と現在の麻布図書館の位置関係がわかるものを見取り図として添付させていただいております。ちょうど真ん中が一の橋の交差点に当たってございまして、地図上、大江戸線の麻布十番の駅とか、南北線の麻布十番の駅とかございます。現在の麻布図書館は左上、麻布十番駅の上の方になりますけれども、黒塗りさせていただいているところがございます。今度の移る麻布図書サービスセンターの方につきましては、右の下の方です。黒く塗ってちょっと大きなビルになってございますけれども、こちらの方に出ています。直線距離ですると300メートルほど離れてございます。場所としましては麻布地区と若干住所的には三田ということになります、今お使いいただいているできるだけ近くのところで探させていただいたという形でご了承をお願いしたいと考えてございます。

3枚目には仮でございまして、イメージをご理解いただくためにということで、今予定している施設の見取り図をつけさせていただいております。右側の上の方の風除室というところか

ら入っていただきまして、エントランスホール、下側の両開きの自動ドアでございますけれども、そちらを通過してから施設の中に入ってください。入ってすぐ正面にはコピーの機械とか、図書館の検索用の機械とかを置かしていただきまして、すぐ雑誌・新聞の閲覧コーナー、カウンターを挟んでその通路を奥に参りますと、児童の本があるということで考えてございます。左手が事務室というところの配置ということになっております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○澤委員長 麻布図書館の老朽化に伴う改築工事。その間、仮の麻布図書サービスセンターでサービスするということですが、何かございますか。

森課長、本は全て窓口で借りるということになるわけですね。

○図書・文化財課長 窓口、こちらのカウンターを用意してございまして、そちらの窓口のところ受け渡しをさせていただきます。今自動貸出機も一応1台は置いて使っていただければということも考えてございます。ただ、扱うものが児童書、それしか使えないということになるので、スペース等を考えると、それだけしか自動貸出機では使えませんけれども、一応今回、今2月の稼働に向けて、自動貸出機も入れるように準備をしておりますので、そういうこともアピールしながら便利に使っていただきたいと思っております。

○澤委員長 それでこの本自体はどこかにあるのですか。この図面の中に本は。

○図書・文化財課長 本はこちらの図書サービスセンターの方には持ってまいりません。今麻布図書館にある本は、ほかの5館に分散管理させる方法で今検討しておりますけれども、ほかの図書館もかなり蔵書数がございまして、その辺有効度とかを見ながら順次うまく転用できるように作業をさせていただきたいと思っております。ですから本はほかの5館から取り寄せて、こちらのサービスセンターの方で受渡しをさせていただきます。

○澤委員長 ではこのところへ行って、自分で本を探してというわけにはいかないのですね。

○図書・文化財課長 実物を見るということではありません。

○澤委員長 昔の図書館は蔵書リストみたいのがあって、窓口で貸し出ししていたのですが、そういうことができないわけですね。あらかじめ予約をしておいて、そして行って借りる。

○図書・文化財課長 今図書館のシステムという中ではインターネットでも予約いただけます。各図書館に予約するための機械、館内に検索用の機械がありまして、図書館利用者カードの番号を打ち込んで、そこで予約をしていただければ、こちらのサービスセンターでお受けとりができます。今はどこの館でもお受けとりができるということで、本は全部そういうふうぐるぐる回って、1カ所の図書館の蔵書という扱いはさせていただいておりませんで、港区全体の蔵書という形で今図書は回転しているということでございます。

○澤委員長 わかりました。ほかに何かございますか。

○小島委員 図書館サービスの何割程度がこの図書センターでできるのでしょうか。言い方は変なのですが、

○図書・文化財課長 なかなかパーセントということになると、確かに今、麻布図書館で蔵書数としては5万9,000冊とか本自体は持っています、そのぐらいの量で。ただ港区の一つの地域からすると半分しかもっておりません。大体ほかの高輪ですとか港南ですとか三田ですとかというこ

とになると10万とか15万とかそのぐらいの規模の蔵書を持っておりますので、そういう意味では麻布図書館は非常に小さい図書館で、他の館に比べてサービスはちょっと低かったのかと思います。そういう意味では蔵書は貸し出せませんが、各ほかの館から取り寄せたり、児童のコーナーでの事業もできるだけ多くしていきたいと考えておりますので、蔵書がないということを引きと、かなり図書館としては図書館というイメージは悪いとは思いますが、サービス自体はできるだけお客様の利便性に答えていきたいと考えていますので、10%は間違いなく対応できるかと思えます。

○小島委員 この仮称ですが、区民の皆さんにここがいわゆる麻布図書館の臨時の開設場所ですよとこの名称でわかるのですか。図書サービスセンターと言うと、どこかの出版社か教科書会社の何かと思われませんか。例えば麻布臨時図書館とは今の内容では言えないのですか。

○図書・文化財課長 やはり蔵書を持っていないというところでは、私どもとしては図書館という名称をつけて、図書館条例とかそういうところに規定するようなものとはちょっと考えにくいかと思っております。そういう点ではご利用の方になかなかわかりづらい部分というのもあるかと思っておりますので、館内掲示ですとかそういうところには十分注意をして、各館内だけではなくて、近隣の町会とかご利用いただいている学校ですとか保育園ですとか、そういうところにもきちんと長きにわたってこちらにあるということがわかるようにしていきたいと思っております。

○教育長 これはそういう意味から言うと、港区立とはつけられないのですか。

○図書・文化財課長 基本的には、管轄としてはみなと図書館が一部業務をそこに出張しているような形になりますので、ここでは省略してしまいましたけれども、やるときは港区立のそういうサービスをやっています。

○教育長 それがあるとだいぶ違います。

○半田委員 利用者としての確認なんですけれども、質問なのですが、いわゆる図書館という感じで、例えば中学生がテスト前に図書館で勉強しようとか、そういう利用の仕方はこのスペースではできないですね。

○図書・文化財課長 残念ながら、こちらのところでは学習室のようなテーブルを置いて、生徒さんが来てするということまでのスペースはありません。

○澤委員長 こんなことを言うとちょっと問題発言になってしまうような気がしますが、閲覧コーナーと比較すると児童コーナーが随分広いのですけれども、ここは何か理由があるのですか。

○図書・文化財課長 一応麻布図書館のご利用のお子様向けに、読み聞かせの会とかそういう事業をやってございます。できるだけそういう事業もこちらの方では継続してやりたいと考えてございますので、一部の方、小さいお子様がいらっしゃいますので、授乳室を設けたりとか、割とゆったりとした方が安全にご利用いただけると私どもで考えまして、少しオープンスペースを多くとってございます。それから今現在、お母様はバギーを、お子様を連れて乗ってこられまして、バギー置場というのも割と今のそういう小さいお子さんがいらっしゃる施設では大事なところになってまいりますので、そういうところも置けるように少し広めに考えてございます。

○澤委員長 これは柔軟に対応できるのですか。例えば閲覧コーナーがいっぱいになってしまった。

そうした場合に、隣があいていれば児童コーナーに行ける。赤坂図書館で結構問題があったのです。あそこは中高生のための部屋が。ところが一般席は満員でそこはガラガラなわけ。それで大人が入って行って、館員からクレームが来た。その結果、なぜこのようにあいているのに入れないのだとすったもんだやって、その後何か柔軟にするようになったのです。ですからそういうような場合にはどうですか。

○教育長 これは大人用の本を1冊も置いていませんので、閲覧コーナーも児童書だけですよね。

○図書・文化財課長 閲覧ルームは雑誌と新聞の閲覧があります。

○教育長 新聞の閲覧がある。児童書なので、大人の人が大人の本で見るということは可能性がないです。

○澤委員長 ない、少ないですね、確かに。本がないのですから。ですから使う方はかなり限定になりますね。

○小島委員 図書のないサービスセンター。

○澤委員長 どこかから取り寄せて。

○南條委員 いっそ児童図書館にしてしまっって、それにプラスアルファの貸出しサービスだとか。

○澤委員長 ですからちょっと未知のファクターがあるから、これでスタートしていろいろあればまた柔軟に対応していただくということですね。

○小島委員 約2年間ぐらいですか。

○澤委員長 結構長い。

○図書・文化財課長 設計と工事の期間を入れると最長で4年。ですから平成25年の3月というのが最長にはなっています。

○小島委員 結構長いのですね。

○図書・文化財課長 それが今現在図書館の基本構想と基本計画というところまでありますので、その分がある程度短くできるかと思っております。それも何か確答ができない状況でございます。

○澤委員長 そういう意味では、またいろいろと区民の便宜を図って柔軟に対応していただくということで、よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

5 主任教諭の任用について

○澤委員長 5番目でございますけれども、主任教諭の任用について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それではお手元の資料ナンバー6をご覧くださいと思います。主任教諭の任用についてご報告いたします。主任教諭につきましては、1昨年平成19年8月7日の教育委員会におきまして、管理運営規則に主任教諭及び主任養護教諭について置くことができると規定していただいたものでございます。

1番目、趣旨。教員の年功的・一律的人事制度を見直し、教員一人ひとりの資質能力及び学校の組織的課題解決能力の一層の向上を図るという趣旨でございます。

2番目、職務内容ですが、○以下三つございます。校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割の担当、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

ということでございますが、指導監督権はないということになります。

大変失礼しました。前後しましたけれども、ちょっと訂正がございました。3番の任用上の取り扱いの(1)選考方法と書いてございますが任用方法の間違いでございますので、訂正してお詫びいたします。任用方法につきましては本人の申込制に基づく選考によります。(2)受験資格ですが、年齢30歳以上60歳未満かつ国公立学校職員経験8年以上(都の経験は2年以上)ということです。(3)選考方法ですが職務レポート及び勤務実績になっております。ただ選考方法につきましては、平成21年22年度の2回に限りまして、選考は平成20年度と21年度になりますけれども、この2年間に限って移行措置ということで、区分1と区分2があります。区分1というのは、現在平成15年度から現在までの間で実地主任あるいは東京都が認めます、例えば教育研究員でありますとか、研究生でありますような特別の資格を持った、あるいは経験をした教員については職務レポートの免除ということになっております。職務レポートより勤務実績でございます。(4)受験者数等です。東京都全体では小学校7,119、受験率65%。これは受験率というのは有資格者に対する受験者の割合でございます。中学校が2,936、受験率52%。比べまして下に港区のデータで、ほぼ東京都と同様で若干上回っている程度でございます。(5)給与等につきましては、そこに書いてございますように、新3級の給料表を適用し、期末手当及び勤勉手当の加算を行うということでございます。以上です。

○澤委員長 新たなポストの主任教諭の任用について、加藤室長から報告をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 職務内容の○の1、2の説明があったのかなかったのかわかりませんが、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割の担当と書いてあるのですが、これは具体的にはどのような内容を期待するのですか、主任教諭に。

○指導室長 学校には主幹教諭というのがございますので、通常生活指導主任ですとか、研究主任ですとかという必置主任につきましては主幹教諭が行っている場合がございます。ただそれは現実的に主幹教諭が1名配置とかいう場合もございますので、そういった必置主任あるいは学年主任という校務分掌上の重要な役割。そのほかにももちろん保健主任も必置主任ですし、それから必置主任ではありませんけれども、小学校で言うと研究主任と中学校で進路指導主任ということも大事な主任ですので、そういった校務分掌上、重要な職責につくということでございます。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○小島委員 3の(2)なのですが、「かつ国公立学校職員経験8年以上(都の教職経験2年以上)の者」とあるのですが、この括弧書はどういう意味なのですか。

○指導室長 これは東京都の教員になる前に、それぞれ都道府県あるいは国、私立の教員経験があるということで、さらにそれだけではなくて、東京都の教員としてそのうち2年以上、かつということですよ。

○小島委員 そういうことは国公立学校の経験者は8年で、なおかつ都の教職員経験2年以上でなくてははいけません。都の教職員経験だけというのはどうなるのですか。

○指導室長 そうではなくて、国公立ですので公立の学校です。それですから全体で8年の経験

があればいいのですが、ただしそのうち実数として東京都の教員経験が2年以上あるものと解釈します。

○澤委員長 東京都の教職員で30歳以上60歳未満ならだれでもいいのですか。

○指導室長 8年経験していないといけません。最近新規採用教員が年齢高くなっています。

○教育長 国公の公の中に東京が入っています。

○小島委員 そういう意味ですか。8年以上、ただし都の教職経験2年以上しなくてはいけないという意味ですよ。

○教育長 ですから東京都の最初から教員であれば、8年でいいですよ。私立や国立あるいは他の道府県で教員をやった人は8年プラス東京都の2年がありますから6年でいいのです。

○澤委員長 8年のうち……。

○教育長 2年があればいい。

○小島委員 教育長でもわからないのですから、この書き方が悪いのです。

○教育長 そのとおりだと思います。

○澤委員長 結構受験率も高いのですか。

○小島委員 これ結構高いですよ。何年前か、主幹の受験生が少なくて困るなどという話がありましたよ。

○半田委員 選考方法で、レポート及び勤務実績とあるのですが、これを選考する人はだれですか。だれが選考するのですか。

○指導室長 これは東京都教育委員会が行っておりますので、あくまでも東京都教育委員会です。

○澤委員長 データは当然校長先生とか、その学校の経営者が出すわけですね、勤務実績とかそういうものは。選考レポートというのは受験みたいの一部屋に集まってやるとか、そうではなくて予め与えて。

○指導室長 これは事前に1,000字から1,500字の今の学校の課題とそれに対して自分はどういう仕事や職務をやっているかということについてレポートを書く。それを東京都教育委員会に提出するという事です。ただ実際には、東京都全体で小学校7,000、中学校2,000で1万、これ小中だけですので、あと高等学校、特別支援学校がありますので、相当数になりますので、選考は東京都教育委員会が行います。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

それではほかに、参事、何か。

○庶務課長事務取扱 参事 特にございません。

「閉会」

○澤委員長 それでは以上をもって閉会といたします。次回は2月10日火曜日午前10時からの予定でございます。よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時54分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会員 高橋 良祐